請　願　文　書　表

受理番号	請　願　第　２４号
件　　名	手話言語法制定を求める意見書の提出について
紹介議員	高橋三義，遠藤　哲，五十嵐完二，加藤大弥，皆川英二，本図良雄，佐藤　誠，渡辺　仁
要　　旨	手話とは，日本語を音声ではなく手や指，体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系を持つ言語である。手話を使うろう者にとって，聞こえる人たちの音声言語と同様に，大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。 しかしながら，ろう学校では手話は禁止され，社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があった。 2006（平成 18）年 12 月に採択された国連の障害者権利条約には，手話は言語であることが明記されている。 障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め，2011（平成 23）年８月に成立した改正障害者基本法では「全て障害者は，可能な限り，言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められた。 また，同法第 22 条では国，地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけており，手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め，聞こえない子供が手話を身につけ，手話で学べ，自由に手話が使え，さらには手話を言語として普及，研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であると考える。 以上のことから，貴議会において手話言語法（仮称）の制定を求める意見書を採択いただき，政府関係機関等へ提出願いたい。
付託年月日 委員会	平成26年６月11日　　市民厚生常任委員会
受　　理	平成26年６月３日　　第１０６号